



広報

2018 April No.343

みはら



土佐硯の里



三原中学校卒業式

村税納付

期限のおしらせ

- 軽自動車税 全期 平成30年5月 1日
- 固定資産税 第1期 平成30年5月31日

よろしくお願ひします。

4

人口と世帯数 総人口：1,593人 | 男：775人 | 女：818人 | 世帯数：779世帯

(平成30年2月28日現在)

第66回 高知県市町村対抗駅伝競走

1月28日(日)に第66回 高知県市町村対抗駅伝競走が県東部で開催され、三原村も出場いたしました。室戸市(シレストむろと)から安芸市(江湖川橋北詰)まで46.5kmのコースを県内41チームがタスキをつなぎました。三原村は、総合21位(2時間49分15秒)という成績でした。

遠路はるばる、たくさんの方に応援に駆けつけていただきありがとうございました。来年の出場も目指していきたいと思えます。

1区(7.4キロ)	木戸 俊輔
2区(6.7キロ)	近森 光
3区(2.8キロ)	大塚 聖羅
4区(4.6キロ)	武内 右貴
5区(9.2キロ)	中平 英志
6区(2.8キロ)	沢良木大賀
7区(5.6キロ)	黒岩海志郎
8区(7.4キロ)	新谷 竜平
補 欠	谷口 春夫
	津野 文哉
	近森 充
	新谷 優司



第6回四万十・足摺無限大チャレンジライド

早春の幡多路を駆け抜けるサイクリイベント「第6回四万十・足摺無限大チャレンジライド」が、3月10、11日に開催されました。全国から約400人がエントリーし、宿毛市総合運動公園を出発し、三原村、土佐清水市、大月町を経由して出発地に帰ってくるコースです。

本村の休憩所である農業構造改善センターではトマトやどぶろくケーキなどを振る舞い、成山休憩所では、集落をあげて、おにぎりや豚汁などが振る舞われ、ライダーたちは地域のあたたかいおもてなしにも満喫していました。



平成30年度からの65歳以上の方の介護保険料について

65歳以上の方の介護保険料は、平成30年度から平成32年度までの3年間に三原村の被保険者に提供される介護サービス費用の見込みと被保険者数に基づき決定されます。

以上のことを考慮した上で介護保険事業計画を策定し、第7期計画期間(平成30～32年度)の介護保険料は、前回と同様の4,600円(月の基準額)となりました。

みなさんが納める保険料は、公費とともに介護保険の大切な財源になっています。介護が必要になったときに安心してヘルパーや介護保険施設を利用できるよう、介護保険料は必ず納めましょう。

段階	保険料	保険料年額(月額)	対象者
第1段階	基準額× (軽減前)0.50 ↓ (軽減後)0.45	(軽減前) 27,600円(2,300円) (軽減後) 24,800円(2,070円)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者及び本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
第2段階	基準額×0.75	41,400円(3,450円)	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方
第3段階	基準額×0.75	41,400円(3,450円)	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方
第4段階	基準額×0.90	49,600円(4,140円)	本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
第5段階	基準額×1.00	55,200円(4,600円)	本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方
第6段階	基準額×1.2	66,200円(5,520円)	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	基準額×1.3	71,700円(5,980円)	本人が住民税課税で、 合計所得金額が120万円以上200万円未満の方
第8段階	基準額×1.5	82,800円(6,900円)	本人が住民税課税で、 合計所得金額が200万円以上300万円未満の方
第9段階	基準額×1.7	93,800円(7,820円)	本人が住民税課税で、 合計所得金額が300万円以上の方

※法改正により、介護保険料の7、8、9段階の境目となる基準所得額が、平成30年度より変更となっておりますのでご確認ください。

※第1段階の軽減については、国の基準に従い、公費(国・県・村)投入により軽減措置を講じる予定です。

◎介護保険料の納め方(平成30～平成32年度)

納め方は、年金から天引きとなる「特別徴収」と納付書及び口座振替で納付する「普通徴収」の2通りに分かれています。

●特別徴収の方(年金から天引きとなる方)

年金が年額18万円以上の方	毎年、年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。 ※対象となる年金は、老齢・退職年金、障害年金、遺族年金です。
---------------	---

●普通徴収の方(納付書及び口座振替で納付する方)

年金を受給していない方	毎年、納付書により金融機関などで納めていただくか、口座振替により納めていただくこととなります。原則として7月から翌年2月まで毎月(年8回)納めていただきます。
年金が年額18万円未満の方	

口座振替は、一度お申し込みいただければ指定した金融機関や郵便局の口座から自動的に引き落としとして保険料等を支払える便利な制度です。是非ご活用ください。

口座振替のできる金融機関及び申し込み方法

金融機関名… 高知はた農業協同組合 三原支所/三原郵便局
申し込み方法… 各金融機関の窓口で行えます。

◎本来、年金から天引きとなる「特別徴収」の方でも、下記に該当するときは一時的に納付書及び口座振替により納付していただくこととなります。

- ・年度途中で65歳になったとき(誕生日の翌月から納付)
- ・年度途中で他の市町村から転入したとき
- ・年度途中で所得段階の区分が変更となったとき
- ・年度途中で年金の受給が始まったとき
- ・年金が一時差し止めになったとき(年金担保等)

※介護保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- ・1年以上……介護サービスを受けた際に、いったん費用の全額を支払い、後から9割又は8割の保険給付分を村に請求します。(償還払い)
- ・1年半以上……一時的に保険給付の一部または全部が差し止められます。
- ・2年以上……利用者負担が1割又は2割から3割負担に引き上げられます。
又、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費が支給されません。また施設入所時の食事・居住費の負担限度額制度を利用出来ません。

ご不明な点等がございましたら、お問い合わせください。

【問い合わせ先】 三原村役場 住民課 介護保険係 電話 46-2111

健やかな生活を送るために、 後期高齢者健康診査を受診しましょう

後期高齢者健康診査では、血液や尿検査などを実施しており、みなさまの健康状況を知る良い機会となっています。生活習慣病などが発見された場合は、早期に、適切な治療を受けることで、病気の重症化を予防することができます。

■対象者・・・高知県後期高齢者医療の被保険者の方

＊ただし、長期入院中の方、施設等への入所者の方は対象外となります。

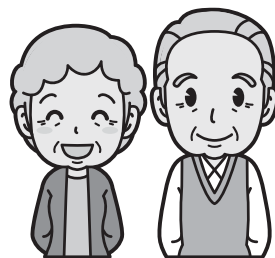
(長期入院患者や施設入所の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、健診の対象から除いています。)

①下記のア～ウの方には、個別通知します。

ア 生活習慣病で通院中でない健診対象者の方

イ 昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれの方

ウ 平成29年度に健診を受けられた方



②①以外の方は、申込みにより受診券が発行され、健診を受けることができます。

■自己負担・・・無料

■受診回数・・・平成30年4月1日～平成31年3月31日の期間内に1回

■受診方法・・・対象者には集団健診の日程等を個別通知します。

個別に医療機関等で受診を希望される場合は、受診券をお送りしますので、下記までご連絡ください。

■持ち物・・・被保険者証、受診券、問診票

■検査内容

1 身体計測・・・身長・体重・肥満度を測定します。

2 血圧測定・・・血圧を測定します。

3 血液検査・・・血糖・コレステロール・肝機能・腎機能・痛風などの検査をします。

4 尿検査・・・尿たんぱく・尿糖などの検査をします。

5 その他・・・問診や診察などを行います。

■健診結果・・・健診結果は、後日、郵送されます。

■その他・・・健診結果は、保健指導などに活用します。



お問い合わせ先 三原村役場 住民課(電話0880-46-2111)

平成29年1月より

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)がはじまりました。

きちんと健康診査等を受診されている方が、対象となる市販薬を購入した際、所得控除を受けられる場合があります。健康診査結果通知書の添付が必要など、控除を受けられるための条件がありますので、確定申告を行う税務署等へ事前にお問い合わせください。

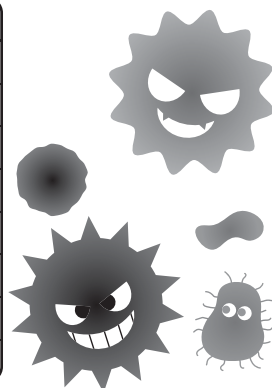
高齢者肺炎球菌のお知らせ

平成30年度は下記の生年月日の方が、接種助成の対象となります。

*既に肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド)の接種を受けたことがある方は対象外です。
対象となる方には、役場より個別に通知します。



対象年齢	
65歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日
70歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日
75歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日
80歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日
85歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日
90歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日
95歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日
100歳	大正7年4月2日～大正8年4月1日



【問合せ先】三原村役場 住民課 TEL 46-2111

《世界人権宣言70周年》 人権擁護委員制度を知っていますか。 6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

「人権」とは、「人が幸せに生活するために必要な権利」です。

人権擁護委員は、現在、高知県内に約180名が配置されており、地域住民の皆さんが、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、法務局や市役所などの公共施設、デパート等において、家庭や職場内における問題、セクハラ、DV、いじめ等の人権問題に関するあらゆる相談をお受けします。相談は、無料であり、秘密厳守となっていますので、一人で悩まずお気軽に法務局又は人権擁護委員にご相談ください。

平成30年6月1日の「人権擁護委員の日」に合わせて、県内各地域で「全国一斉特設人権相談所」を開設します。お問い合わせは、最寄りの法務局まで、お尋ねください。

平成30年度 相談所開設の日程が決まりました

行政相談委員の宮田利徳さん、人権擁護委員の津野寿雄さん、榎恭助さん、心配ごと相談委員の山川政幸さんが、皆さんの悩みや人権の相談を行います。

年月日(曜日)	開設時間	担当委員名	相談内容
30年 4月16日(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	宮田 利徳 津野 寿雄 榎 恭助 山川 政幸	行政・人権・心配ごと
6月11日(月)			
8月20日(月)			
10月15日(月)			
12月3日(月)			
31年 2月4日(月)			

場所：農業構造改善センター(宮ノ川1130番地)

※費用は無料で、相談内容の秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

国民年金広場

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方*の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、市(区)役所・町村役場の国民年金窓口へご相談するようお願いいたします。
※ 納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、住民登録をしている市(区)役所・町村役場の国民年金窓口で手続きをしてください。申請書は窓口にて備え付けてあります。

平成30年度分(平成30年7月分から平成31年6月分まで)の免除等の受付は平成30年7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、市(区)役所・町村役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

出張年金相談のお知らせ

平成30年度の幡多年金事務所による出張年金相談は、**完全予約制**となります。相談に来られる方は、**前日までに**予約をお願いいたします。

三原村住民課(46-2111)までご連絡ください。

次回の年金相談は6月21日木曜日の予定です。



国際交流員の

ニコラス・コンチーです!

★
vol.10



小学校6年生の皆さん・中学校3年生の皆さんご卒業おめでとうございます!

とても寒い冬が終わって日々、だんだん暖かくなってきました。

欧米では春になると長い間、閉めていた窓を全部開けて春のきれいな風を部屋に通しながら掃除をする習慣があります。この「Spring cleaning」(春の大掃除)をする欧米人にとって、日本の年末の大掃除は随分時期が早く感じるでしょう! 実はカリフォルニア州では寒暖の差があまり激しくないで、夏でも冬でも窓を開けて大丈夫ですが、冬が永遠に続くと感じられるほど寒いところでは久しぶりに窓を開けられるのはとても気持ちいいですね。

この季節に関する習慣はもう一つあります。日本でもアメリカでも春と言えば野球のスプリングトレーニングを連想する人が多数だと思います。私はこの類似点を考えてみると面白い話が色々浮かんできたので、その話の中から二つを紹介したいと思います。

私が学生のころ様々な国からきた留学生と英会話をしていたとき、アメリカのスポーツの話をしようとしたら野球が全く分からない人が多くて困っていました。しかしびっくりしたのは、これまで英語に対して自信がなさそうであり話せなかった日本人の留学生が突然しゃべりだしてルールの説明に積極的に参加してくれました。やっぱり共通点があれば話をするのがもう少し楽になるなあと思いました。

二つ目の話は、日本語の分からない父親と英語のしゃべれない日本人がコミュニケーションを取れたときについてです。父は日本で観光していたとき、銭湯で知らない人と「イチロー」、「スズキ」などメジャーリーガーの名前を挙げてなんとなくスポーツの話ができたそうです。日本とアメリカを比べたら違いばかりではなく、こうした面白い共通点もたまにでてきますね。



弟のチーム



ニコラス

8歳のニコラスと双子の弟。
少年野球はアメリカでLittle Leagueと呼ばれ
学校と関係ありません。

火災 救急は119

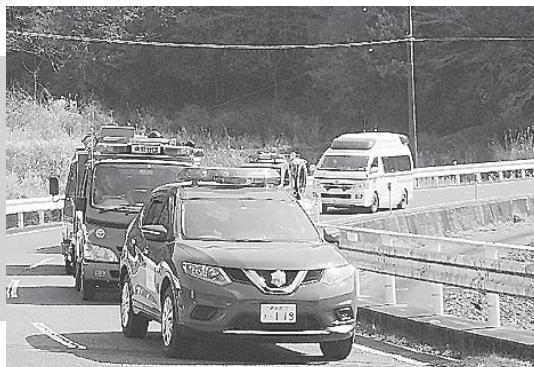


～ 火の用心 ことばを形に 習慣に ～



3月1日から3月7日まで、春の全国火災予防運動が実施されました。春の全国火災予防運動に合わせ、平成30年3月1日に、村内防火パレードを実施しました。家庭や地域で今一度、防火に心がけ、火の取り扱いには十分にお気をつけください。

また、住宅火災の防止対策として、住宅用火災警報器の設置をお願いいたします。3月10日に機能別消防団員(役場団員)の訓練を行いました。ホース展張訓練、放水訓練を行いました。



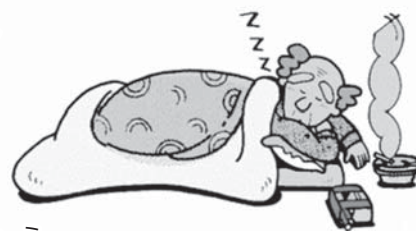
STOPタバコ火災

発生状況として、「火源が落下する」7割を占めており、注意をしていれば発生を防止できます。布団等に落ちたタバコは、しばらく無炎燃焼(火を出さずに燃え広がること)を続け、気付いた時には室内に一酸化炭素等の有毒ガスが充満しており、避難行動がとれず命を落とす危険性があります。タバコ火災から命を守る為に次のことを心がけましょう。



タバコ火災を防ぐポイント

- 寝タバコは絶対やめましょう。
- 飲酒→喫煙→うたた寝に注意しましょう。
- 吸殻は水で完全に消しましょう。
- 吸殻は貯めずに定期的に捨てましょう。
- 万が一に備え布団やシーツ、枕カバーは防災製品を使いましょう。



STOPこんろ火災

住宅火災で最も多いのは「こんろ」が原因による火災です。発生状況としては、こんろ使用中に「放置する・忘れる」が多くみられます。

また、死傷者が発生した住宅火災では、調理中にこんろの火が、来ている服の袖口やすそに燃え移るなど、服に着火した火災(着衣着火による火災)も多発しています。高齢の方は、着衣に火がついたとき、すばやい消火をすることが出来ずに重症化するケースが多くあり、注意が必要です。



こんろ火災を防ぐポイント

- 調理中にこんろから離れないようにする。
- こんろの周りに燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- 安全機能付きのこんろを使用しましょう。
- 換気扇やこんろの周りの壁、魚グリル等を定期的に掃除しましょう。



👉 着衣着火を防ぐポイント

- こんろの上や奥にある調味料等を取るときは、火を消しましょう。
- こんろの火が鍋等の底からはみ出さないように火力を調節しましょう。
- 調理するときは、ストールやマフラーは外しましょう。
- 防災製品のエプロンやアームカバーを使いましょう。



👉 STOP電気コード火災

電気火災とは、電気や電気製品にかかわる火災のことをいいます。
電気火災の中でもコード、プラグ、コンセント等に起因する火災(以下電気コード火災)は、火を使用している意識がない為、火災に気付きにくく大変危険です。

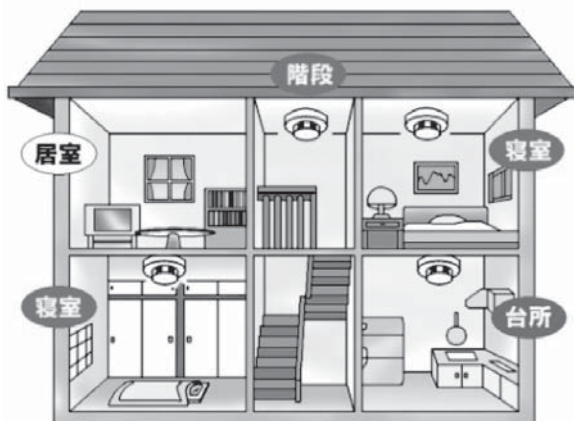
👉 電気コード火災を防ぐポイント

- コンセントにホコリがたまらないように、特に隠れているところに注意して定期的に掃除しましょう。
- 差し込みプラグをコンセントから抜くときは、電気コードではなくプラグ本体を持って抜きましょう。
- 電気コードの折れ曲がり、家具等の下敷きや挟まれに注意しましょう。
- 電気コードは束ねて使用しないようにしましょう。



消防法により全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました

- 寝室
寝室には必ず設置します。(来客が就寝する部屋は除きます。)
- 階段
寝室が2階以上にある場合、階段にも設置します。
- 台所(任意設置)
火災予防条例では設置義務はありませんが、設置をおすすめします。台所には「熱式」の感知器をおすすめします。



住宅用火災警報器についてのお問い合わせ先
幡多西部消防組合三原分署 予防係 TEL 0880-46-2629

土佐くろしお鉄道では、 3月25日から土佐くろしおシニアパスを発売

土佐くろしお鉄道では満65歳からご利用頂けるお得な切符「土佐くろしおシニアパス（1ヶ月間有効）」の販売を3月25日（日）から開始します。
シニアパスご利用の方は普通列車だけでなく、特急料金（※ワンコイン特急券利用可）を支払えば特急列車にもお得に乗車できます。この機会にぜひ土佐くろしお鉄道をご利用ください。

◆発売額

窪川⇨宿毛	8,000円
窪川⇨中村	6,000円
窪川⇨土佐佐賀	3,000円
土佐佐賀⇨中村	3,000円
中村⇨宿毛	3,000円



例：中村⇨宿毛の1ヶ月通勤定期は19,620円。
シニアパスはなんと3,000円。

◆発売箇所

宿毛駅、中村駅、窪川駅

※ワンコイン特急券※

定期券、回数券、シニアパスをお持ちの場合、下記1区間を100円で特急列車自由席にご乗車できる切符です。2区間以上は一律200円。

宿毛⇨中村⇨土佐佐賀⇨窪川（⇨…1区間）

【問い合わせ先】土佐くろしお鉄道(株)中村駅 0880-35-4961



パートタイムで働いている皆様へ パートタイム労働法についてのご相談をお受けしています！！

「正社員と同じ仕事をしているのに、パートというだけで待遇が大きく違っているが…」「賃金が正社員に比べて低く、働き、貢献に見合った処遇がなされていない」などの相談を受け付けています。相談は無料、匿名でも受け付けていますので、遠慮なくご相談ください。

（問合せ先）高知労働局雇用環境・均等室 ☎088-885-604

自動車税の納付について(高知県からのお知らせ)

5月上旬発送予定の自動車税の納期限は5月31日となっています。納付は必ず納期限までに、銀行、郵便局、農協などお近くの金融機関でお済ませください。

本年度も、コンビニエンスストアでの納付が可能となっています。平日に納付できない方などは、納税通知書をご持参のうえご利用ください。(詳しくは、納税通知書の裏面をご覧ください。)

なお、納税通知書が届いていない方がいましたら下記までご連絡ください。

また、身体障害者等の方の減免手続き期限も5月31日までとなっておりますのでご注意ください。



連絡先 高知県幡多県税事務所 電話番号0880-35-5972

高知県立
消費生活センター
地域見守り情報
111号

あの人はイイ人?人の心につけ込むSF商法(催眠商法)に注意!



SF商法とは、期間限定の店舗で、日用品などをタダ同然で配って雰囲気を盛り上げた後、正常な判断ができなくなった来場者に高額な商品を契約させる手口ですが、最近では、短い期間ではなくある程度の長期にわたって店舗を開き、継続的に通わせて、販売員と親しくなったところで高額な商品を次々と販売する、つけ込み型の手口も見られます。

【県内事例】

知人から、「空き店舗で開催されていた販売会で高額なマットレスを購入したが、効果が無いように思うので解約したい」と相談された。どうすればよいか。

(契約当事者 60代 男性)

アドバイス

1. 安易に会場には近づかず、勧誘されても、大切な老後の資金を取り崩してまで購入が必要か考え、不要であればきっぱりと断りましょう。
2. 家族や周囲の方は、会場に足を運ぶことを楽しみにしている高齢者に対して、頭ごなしに行動を否定したりせず、会場に出向いた事情を察したうえで、こうした会場での被害に気付いてもらえるよう、同種のトラブル事例を伝えるなど、高齢者に寄り添った話し合いを心がけてください。
3. クーリング・オフや契約を取消できる場合もあります。困った時は消費生活センターに相談してください。

高知県立消費生活センター 088-824-0999

認知症予防教室開催のお知らせ

聖ヶ丘病院で認知症予防の講座&座談会を開催します。
5月は『認知症の人へ接し方』で、介護福祉士等がお話します。
事前の申込は不要です。どなたでもお気軽にご参加ください。

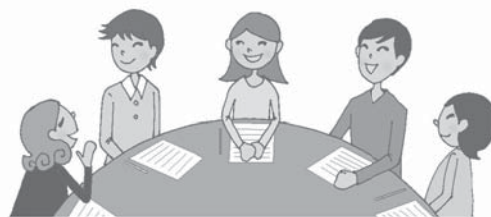
日時:平成30年5月25日(金) 14時~15時

開催場所:宿毛市押ノ川1196

医療法人祥星会 聖ヶ丘病院 作業療法室

参加費:無料

駐車場:有



お問い合わせ

聖ヶ丘病院 地域連携室 中野・長尾 電話番号:0880-63-2146(病院代表)

『亀ノ川農地花とほたるを守る会』が 中国四国農政局長表彰の優秀賞を受賞しました!



平成30年1月25日(木)に、高知市の県民文化ホール オレンジホールにおいて、平成29年度多面的機能支払中国四国シンポジウムin志国高知が開催され、本村から亀ノ川農地花とほたるを守る会が、中国四国農政局長表彰の優秀賞を受賞しました。

亀ノ川の組織は、ほ場整備された農地等の維持管理や、ほたる生息地の環境保全活動に取り組むため、平成21年度に集落全戸が参加し、組織を設立しています。

集落の高齢化が進行する中、集落活動センターや社協、小学校等と連携し、農地維持と集落維持につながる、「ほたる祭り」を毎年開催しています。また、遊休農地へのこんにやく芋の栽培や菖蒲の植え付けといった地域ぐるみの活動に取り組むことで、集落の一人ひとりが役割を持ち、高齢者の生きがい対策にもつながっています。このような取り組みにより、村内外の多面的機能の活動のモデル的な組織となっています。

おめでとうございます



平成30年2月11日(日)に土佐清水市で開催されました。
高知県内外から37チームが参加し、三原村からも出場した結果、黒岩 海志郎さんが5区で4位入賞しました。
おめでとうございます!!

第50回記念 あしずり駅伝大会

